

羽黒修験の中世史研究

新発見の中世史料を中心に

松尾剛次

(文化システム専攻思想文化領域担当)

羽黒山といえは、月山・羽黒山・湯殿山とともに出羽三山を構成する修験の山として知られている。すなわち、山岳修験の霊場としてイメージされる。こうしたイメージは、戸川安章・岩鼻通明氏らによる近世を中心とした民俗学的・地理学的成果によって形成されてきた。他方、伊藤清郎²氏らの歴史学的研究は、八宗兼学の地方有力学問寺院としての姿に光を当てた。よつするに、羽黒山寂光寺は、一方では修験の寺として、他方は、僧位・僧官を有する官僧³の住む学問寺としての羽黒山に注目している。前者は近世に、後者は古代・中世に注目した結果といえる。いずれの指摘も、それぞれに説得力あるもので、示唆にとんでいるが、本稿では、中世の羽黒山に注目することで、両者を止揚する新たな像を提示したい。より言つながら、有力官僧寺院から(近世においても、その性格を完全に失つわけではないが)どのようにして修験の寺に性格を変化させていったのか、見てみよう。

しかし、羽黒山の中世史は、なぞに包まれている。それは残存する史料が極端に少ないことによる。だが、そのことは、奥州・出羽・佐渡・越後・信濃は羽黒権現の敷地といわれ、西二十四ヶ国は紀州熊野三所権現の、九州九ヶ国は彦山権現の、東三十三ヶ国は羽黒山権現の領地だ⁴といわれた⁴羽黒山の中世史が貧弱であったことを意味してはいない。

たとえば、承元三(一二〇九)年に、羽黒山の僧侶たちが大泉庄地頭大泉氏平を所領「千八百枚」を押領し、羽黒山内の事に介入したとして

鎌倉幕府に訴え、幕府も羽黒山の言い分を認めた。ことはよく知られている。一枚を一町とすれば千八百町の所領を有する地方の巨大寺院であった。また、『太平記』に見られる雲景未來記の作者雲景は羽黒の山伏であった。このように、中世の羽黒山はその存在を日本中に知られていたのである。そこで本稿では、中世の羽黒山の実態に迫ることを主眼とする。けれども、やはり資料の少なさは遺憾ともしがたい。しかし、幸いにも今回、以下のような注目すべき一点の新資料を見いだすことができたので、それらを紹介しつつ中世の羽黒山の実態に迫ろう。

第一章 新発見の二点の中世文書

史料(一)⁵

(花押)

なかをくへいのこほりのちしきたうたうの事

あなたの四郎さへもん^(真田)に、今年よりしてもたする也、せんれいのことく、いきなくしよやく共つとめ候へきもなり、亦きやうこふも此はんきやうをもたさらん物八、ちしきたうたうをひかすへからず、二迫つくひさわの住人木ほとけ殿もたする也、此旨を存ちせらるへき也

康暦二年十一月十五日



史料(一)「康暦2年11月15日付知識預状」



史料(二)「応永25年9月4日付霞預状」

史料(一)。

式迫(預)つくひ沢木(預)仏等先達之者、南大沢秋山大(預)大夫殿あつくる分、大沢、まつはたけ、こほりわた三郷也

一、柳目源内二(預)郎あつくる分、やなき(柳目)のめの郷也

一、上方郷八幡(預)の称宜殿あつくる分、う八(上方)かた、いつみさ(泉沢)は、いた(板)

かさき(崎)、此三郷也

一、あね八もて(預)きの藤平郎あつくる分、あね八(飾)上下郷なり

一、黒瀬かしま(預)の大夫六郎二あつくる分、くろせ(黒瀬)、たるまつ、上(黒瀬)くろせ、

しやう野(城生)也

一、鳥屋(袋)のみこあつくる分、ふ(袋)くる、かた(片子)こ沢、しま(島)めくり、桜田、

みつたま、五ヶ所也

今年よりして木仏可為成敗候

応永廿五年九月四日 (花押)

史料(一)も(二)も、いずれも鶴岡市立図書館郷土資料室所蔵の「羽黒山玉蔵坊文書」(以後、「玉蔵坊文書」と略す)の中から私が見いだした文書である。

「玉蔵坊文書」は、平成十五年に真田英明氏から鶴岡市立図書館郷土資料室に寄託された。真田家は、羽黒山の妻帯修験のトップに立っていた真田氏の子孫である。承久の乱に際して、鎌倉幕府は真田家久を「所司代」として羽黒山へ派遣した。真田家久は、乱の平定後も鎌倉に帰らず、奥州の玉造郡を中心とする霞場を開拓し、玉造坊と称した。真田氏の子孫が玉蔵坊である。真田氏は手向に住んで妻帯修験の頂点に立ち、種々の特権を有した¹²⁾。

史料(一)・(二)の内容は後述するとして、これらの文書は、新発見の文書で、かつ、最も古い古文書である。だが、調査を進めて行くと、『宮城県史 三〇』¹²⁾や『神道大系出羽三山神社』¹³⁾に、それらとほぼ同じ文書を見いだすことができた。すなわち、宮城県北部の鷲沢町に所在する「白鷺山文書」として豊田武氏¹⁴⁾がはじめて紹介された文書とほぼそっくりである。たしかに、後述のごとく内容からも本来は同一のものであると判断される。結論的な言い方をすれば、史料(一)・(二)は発給者の真田氏側に遺された控えというべきで、『宮城県史 三〇』や『神道大系』の「白鷺山文書」は、権利者側に遺されたものといえる。

しかし、「白鷺山文書」は、残念なことには昭和十一年の火災によって焼失し、東大史料編纂所に影写本が残るに過ぎない¹⁵⁾。また、新発見の史料(一)・(二)は虫食いなどがなく、「白鷺山文書」で判読できない文字や、「白鷺山文書」の翻刻ミスなどを正すことができるので貴重である。

さて、史料(一)は、康暦二年(一三八〇)十一月十五日付で、「なかをくへいのこほりのちしきたうたうの事」(中奥閉伊郡之知識等々事)を、「さなたの四郎さへもん」(真田四郎左衛門)に今年より所有させた事、その権利をさらに二迫の鷲沢住人の木仏殿に、真田四郎左衛門が

預けたことを意味している。大きさは縦三二・五×横四三・五センチで、楮紙に書かれている。

史料(二)は、応永二十五(一四一八)年九月四日付けで、木仏殿・南大沢秋山大夫殿・柳目源内二郎・上方郷八幡の祢宜殿・あね八もてき(姉齒茂木)の藤平郎・黒瀬鹿島大夫六郎・鳥屋の巫女に預けていた霞の成敗権を真田氏が木仏殿に認めたことを意味している。紙は楮紙で、その大きさは三二・五×六二・三センチ。二紙を継いでいる。

なお、史料(一)・(二)で権利を付与された木仏殿とは、先述の白鷺氏先祖で、鷺沢の駒形神社の神主であると考えられている¹⁶。

それゆえ、史料(一)も(二)も、十四・十五世紀の中世羽黒修験の霞支配、とくに宮城県北部における霞支配の有り様を知る重要な手がかりとなる貴重な中世文書といえよう。

ところで、それらの「玉蔵坊文書」の世界を理解するうえで、すでに知られている次の二通の中世文書は示唆に富む。そこで、次に引用しよう。

史料(三)¹⁷

(花押)

三之迫惣先達沢之芸之守、從せんき山号寺かう有、是よつて、せんれいのごとく、五ぢやうけさ・しきとつ衣入峰のともから八於子孫可着者也

一 さなたの四郎さへもんたねより、此はんきやうをもたするなり、縦此子孫成共此判形をもたす八、右之けさ・ころも着へからず、仍之状如件

康暦二年十一月十五日

沢ノきのかみ

史料(四)¹⁸

三之迫惣先達沢きたかん成沢の、きのかみもたするかすみの事、みたとり・あかいちこ・ふしわたと・すへの・ありかべ

右六ヶ所於代々かすみたるへし、せんれいよりありきたるやう二しおきとつ、可被仕候、為其判形相渡置候、仍之状如件

応永二十年九月七日 (花押)

史料(三)は、三迫(現在の金成町)に所在した清浄院の文書のひとつと考えられている。内容は、康暦二(一三八〇)年十一月十五日付け、三迫の惣先達沢之芸之守(金成沢紀伊守宥義)に対して、その子孫が入峰する際、先例のように五条袈裟と直綴を着ることを許可し、その証明を授与したものである。

史料(四)は、応永二十(一四一三)年九月七日付けで、三迫の惣先達沢之芸之守(金成沢紀伊守宥義)に対して、先例にまかせて御田鳥(現、若柳町)、赤兒、藤渡戸、末野、有壁(以上、現、金成町)など六所(一箇所書かれていないが、それは金成である)¹⁹の霞支配を認めている。

史料(三)・(四)と史料(一)・(二)とを写真などで比較すると、「花押」を異にする。しかし、発給者は真田(種頼力)のはずである²⁰。また、史料(一)と史料(三)は同一日付で出されている点が注目される。

史料(四)は、ありふれた霞の安堵状であるが、史料(三)は非常にめずらしい内容である。そして、その内容を理解するうえで次の「安永風土記」²¹の清浄院に関する記事は参考になる。

史料(五)²²

(中略)北金成澤と申所二住居仕候、文和年中社家職奉幣仕修験と相成、永和二年二帰国仕、八幡社金田寺と申候天台寺跡二被移、右寺号相名乗、康暦二年七月羽黒山二人峰仕、寺号御免被成八幡山金田寺紀伊守宥義

と称、補任頂戴仕、同十一月十五日三迫惣先達二被仰候、往古より寺山号茂有之候二付、子孫代二初入峰より第一六度昇進法印官之衣鉢五条袈裟直綴衣入峰より御免被成下天台寺跡之任先例二而永々着用可仕旨羽黒一山之御目代真田四郎左衛門尉種頼御真筆御印証被下候

史料(五)の内容は以下の通りである。金田社の神主清原成隆より二代目にあたる紀伊守行隆まで、北金成澤と申所に住んでいた。行隆は、文和年中(一三五二—五六)に社家に奉仕しつつも、修験となり、永和二(一三七六)年には帰国して、八幡社金田寺と申す天台寺の跡に移った。金田寺という寺号を名乗り、康暦二(一三八〇)年七月羽黒山に入峰し、寺号を許可され、八幡山金田寺紀伊守有義と称、補任を頂戴した。同十一月十五日三迫惣先達に仰せられた。往古より寺号も山号も有るので、子孫の代には初入峰より十六才での得度、昇進、法印官の衣鉢である五条袈裟・直綴衣を入峰より許可された。天台寺跡の先例に任せ、五条袈裟・直綴衣を永く着用するよう、羽黒一山の御目代である真田四郎左衛門尉種頼からの御真筆の御印証を下された。

すなわち、この「安永風土記」は、史料(三)の内容を補足している。宛名の「沢きのかみ」とは、清原紀伊守行隆のことで、行隆は康暦二年七月に羽黒山に登って入峰し、八幡山金田寺紀伊守有義と称し、同年十一月十五日には三迫惣先達となった。それゆえ、現在は伝わっていないが、真田種頼が、八幡山金田寺紀伊守有義を康暦二年十一月十五日付で三迫惣先達に任命した史料の存在も推測される。

とくに、ここでは三迫惣先達八幡山金田寺紀伊守有義(清原行隆)が、文和年中(一三五二—五六)に修験となり、康暦二年七月に羽黒山に登って入峰しているように、羽黒山の修験の教線が南北朝期に宮城県北部に及んでいた点に注意を喚起したい。以上を踏まえて史料(一)・(二)を見直してみよう。

第二章 新発見史料の語るもの

まず、注目されるのは、発給者である真田四郎左衛門である。史料(三)の解釈を通じて、史料(一)は、史料(三)と同一年月日であることから、真田四郎左衛門は、真田たねより(種頼力)と考えられる。

次に、史料(一)から、真田種頼は、「なかをくへいのこほりのちしきたつたうの事」(中奥閉伊郡之知識等々事)の権利を、康暦(一三八〇)年に持ったことがわかるが、それはいかなるものであったのだろうか。中奥というのは、岩手南部から宮城県北部を指し、閉伊郡に三迫・三迫なども入る²³。ところで、「ちしきとうとう」というのは、「地敷堂塔」とかに当てる説もあるが、一応、「知識等々」として、霞と同義と考えられてきた²⁴。すなわち、修験の縄張りの一種とされてきた。周知のように、修験者たちは、領域を極めて、その域内の檀那への守札の配布や檀那を率いての羽黒参拝、宿坊手配などの権利を有し、その領域を霞とか檀那場と呼んでいた。

それゆえ、史料(一)の知識を霞と同義とする説も説得力を有するが、疑問がないわけではない。というのも、史料(四)では、応永二十(一四一三)年九月七日付で、真田氏が「霞」という表現を使っているからである。同一人が、同一地域内の権利を、別の表現を使ったとすれば、別の内容を示している可能性も捨てきれない。

とくに、真田氏が有していた権利は、史料(三)からわかるように、五条袈裟と直綴の着用許可権も含んでいた。それゆえ、康暦一年に真田氏によって認められたのは、霞支配のみならず、五条袈裟と直綴の着用許可権も含む広い権限であり、それゆえ「知識」といった表現がなされたのかもしれない。

ところで、この真田四郎左衛門については、「白鷲山文書」の分析により、これまで私が指摘してきた羽黒山の真田氏ではなく、在地の人物と考えられている。その理由として、羽黒山の真田氏は本家(真田七郎左

衛門家)も分家(同式部家)も栗原郡や閉伊郡には霞を持っていないからであるとされる。²⁵⁾

だが、今回私が見いだした史料一(一)・(二)が、真田七郎左衛門家の子孫の玉蔵坊に伝来した事実自体、従来知られていた「白鷺山文書」に見られた真田左衛門が、羽黒妻帯修験のトップに立つ真田氏の先祖であったことを示している。

しかも、従来、知られている羽黒山の霞関係の史料の中に次のような注目すべき史料を見いだすことができる。

史料(六)²⁶⁾

證文之事

一、奥州南部之内

閉伊四拾八郷

一、同 大島之内

遠島六拾六郷

石こち(越) 石之森迄

一、同 葛西之内

小鹿三拾三郷(男)

二ノ迫四十八郷

右者無残處、御師・在庁役

一、同 葛西之内

氣仙 本吉 壱ノ迫

三ノ迫 無能

右者無残處、在庁役

先規之通相違有間敷もの也

寛文十三癸丑季九月廿五日

羽黒山執行尊重院圭海

在廳

真田七郎左衛門

史料(六)は、寛文十三(一六七三)年九月二十五日付で、羽黒山執行尊重院圭海が、在庁真田七郎左衛門に陸奥国内にある霞の権限(在庁役・御師役に区分される)を「先規のとおり」与えたものである。尊重院圭海は、將軍家継の生母、宝樹院増山氏の弟である。史料(六)が出された背景には、以下の事情があると推測される。寛文十一(一六七二)年に、奥州南部領内の本山派修験、大徳院・安楽院・一明院ら三人が、本山派の霞である南部領内の羽黒修験が本山派の支配に従わないのは、公儀をないがしろにするものだとも幕府に訴えた。それに対して、圭海は直ちに答弁書を提出して抗議し、一山の役僧を上府させて法廷で争った²⁷⁾。すなわち、奥州の霞支配に動揺が走ったのである。それゆえ、圭海は真田氏に安堵を与えたのであろう。なお、史料(六)に見える在庁役というのは、守札の発行権、霞内に居住する修験に対する支配権や宿坊権であり、御師役というのは、配札や山先達を内容とする²⁸⁾。

そして、注目されるのは、真田七郎左衛門に安堵された霞の領域内に、史料一(一)・(二)の領域が含まれる「二ノ迫四十八郷」や、史料三(一)・(四)の領域である「三ノ迫」などが入っている点である。また、「先規のとおり」というように、その権利は以前からのものである。とすれば、寛文十三年以前に、真田七郎左衛門は、栗原郡などに霞を有していたのである。従来は、史料一(一)・(二)が知られていなかったために、中世における真田氏による霞支配が疑問視されてきた²⁹⁾。だが、近世の、そうした権利こそは、史料一(一)・(四)によって示される真田四郎左衛門の権利にまで遡る可能性があると考えられる。それゆえ、従来の指摘には従えない。次に注目されるのは、霞の範囲である。史料(二)により、応永二十五(一四一八)年段階において木仏殿がどの範囲の霞を成敗することになったかがわかる。とくに、木仏殿は惣先達として複数の先達を、霞支配を通じて、配下に入れることを認められている。すなわち、中世鷲沢での羽黒山の霞支配は、



真田氏

木仏殿

秋山大夫殿

柳目源内二郎

あねハもてき(姉齒茂木)

の藤平郎

黒瀬かしまの大夫六郎

鳥屋のみこ(巫女)

という構造になっていたことがわかる。

とすれば、羽黒山(真田氏)

惣先達(木仏殿)

先達(秋山大

夫殿ほか) 一般の道者という関係が想定される。史料三・(四)で

触れた三迫の宿義も惣先達として、他の先達を配下にいられたのであ

ろう。

先述のように、木仏氏は白鷲氏の先祖で、鶯沢の駒形神社の神主でもあった。先達の上方氏は留守氏の家臣で、南北朝期の吉良・畠山の合戦で功を挙げ、二迫の三国郷を賜り、上方氏の祖となった人物の子孫と考えられ、二迫八幡の岩崎八幡社神官でもあった³⁰。他の秋山氏、柳目氏、茂木氏、黒瀬氏、鳥屋氏などについては不明であるが、いずれも一面において、神官あるいは巫女でもある先達(修験)であったようである³¹。ところで、史料二(一)に見える霞を地図に落としてみたのが図である。

図によれば、現在の鶯沢町、栗原町、一迫町などにわたっている。とくに、二迫川沿いの袋、島廻、桜田・泉沢・黒瀬などや、熊川沿いの栗原・姉齒など、長崎川沿いの柳目など、川沿いに展開している点が注目される。

また、先述した、史料四(一)の三迫の惣先達金成沢紀伊守宿義の霞の場合もそうであった。赤兒、藤渡戸、末野、有壁などは近世の村名で、中世では郷名であったと考えられる³²。金成、御田鳥は三迫川沿いに、赤兒、藤渡戸、末野は金流川沿いに、有壁は有馬川沿いの地である³³(図参照)。すなわち、羽黒修験の霞の展開も河川を利用していたのである³⁴。交通の発達が十分ではなかった中世において、陸路よりも海上・河川交

通の方が大いに重要な意味を有していたが、羽黒修験も河川交通を利用して、霞支配を展開していたことが推測される。すくなくとも、そうした川沿いに中世村落が開き、霞が設定されていたのである。

おわりに

以上、新発見の二点の中世文書の紹介し、既知の二点の中世文書も援用しつつ、中世における羽黒修験の霞場との関係についてみてきた。注目されるのは、二迫の木仏殿や三迫の宿義のように、南北朝期に羽黒修験の配下に入っていく人々の存在である。すなわち、中世において羽黒山による里修験(地域修験)の組織化が窺われる。

従来、羽黒修験といえ、近世が思い出されがちである³⁵が、中世、とくに南北朝期に、羽黒山による里修験の組織化がなされていたのは確実である。鎌倉時代初期までの羽黒山は、地方有力官僧寺院、鎌倉幕府祈禱所として幕府の保護を受けていたが、鎌倉末期から南北朝期には、鎌倉末・南北朝期の動乱によって、地方武士による寺領の押領が続いた。そうした結果、羽黒山は修験の霞支配に一層力を入れ、地方の霞の開拓に努めていったのではないかと考えられる。

たとえば、本文で論じた三迫惣先達八幡山金田寺紀伊守宿義のケースもそうであったし、三迫有賀村の羽黒派大昌院の場合も、永和年中(一三七五 七九)に衰退した普養教寺が、明徳元(一三九〇)年に羽黒派修験の院として再興されたという³⁶。二迫の栗原村の和合院も明徳四(一三九三)年に羽黒派の院として、再興された³⁷。より古い事例としては、三迫沢部にあった羽黒派の教学院は、但馬国の鈴木重長(一三二二年死去)が、文永八(一二二七)年に但馬国を出て諸国修行し、当地に来て修験として、安聖院重亮となって(教学院を)建てた³⁸という。すなわち、鎌倉後期に三迫の羽黒修験化が見いだせる。さらに、先述のように、真

田氏の先祖自身も鎌倉期に奥州の玉造郡を中心とする霞場を開拓し、玉造坊と称した。名取の熊野神宮も、南北朝期には羽黒修験の拠点であった可能性もあるという³⁸。

それゆえ、鎌倉後期から南北朝期こそは、羽黒修験の東北地域への展開期と捉えるべきではなからうか。また、雲景が貞和五(一三四九)年に「未来記」を朝廷(北朝)に提出した話から判断すれば、その範囲は、関西にまでも及んでいたのかもしれない。

ところが、近世になると、江戸幕府が修験を本山派と当山派に帰属させようとしたために、羽黒修験は、本山派や当山派の修験の勢力拡大に押され、羽黒山は関東以北の修験本山として勢力圏を制限されていった。その最たるものは、貞享元(一六八四)年の幕府裁定である。天和元(一六八一)年には、仙台の良覚院(本山派)から、牡鹿・志田・玉造・遠田・登米・桃生・栗原・磐井・本吉・気仙・江刺・胆沢の十二郡は、聖護院宮の許状によつてわれらの霞であるから、この中に居住するからには羽黒山伏といえども、われらに役銭を納めるべきであるのに、それを怠るのは不届きだと申しかける事件が起こった。それに対して、羽黒山は幕府に訴えたが、貞享元年には羽黒山伏で本山派の霞場に居住する者は本山派の年行事の支配を受けよとの裁定が下った³⁹。このように本山派に押されるようになる。そして、史料(二)で出てきた羽黒派修験の霞場であった三迫鳥屋にも、本山派の修験寺院ができていた⁴⁰。このように、近世は、羽黒修験の勢力が制約されていく時期(江戸は別として)と捉えるべきではないかと推測している。こうした仮説を提起して本稿をおえよう。

1 戸川安章『羽黒山山伏と民間信仰』(ふみや書店、一九五〇)、『修験道と民俗』(岩崎美術社、一九七二)、『出羽三山のミイラ』(中央書院、一九七四)、『新版出羽三山修験道の研究』(佼成出版社、一九九一)。また、戸川氏の研究の集大成ともいえるべき三山関係の資料集『神道大系神社編 三二 出羽三山』(神道大系編纂会、一九七二)や『羽黒町史 上巻』(羽黒町、一九九一)が出ている。岩鼻通明『出羽三山信仰の歴史地理学的研究』(名著出版、一九九二)。

2 伊藤清郎『霊山と信仰の世界』(吉川弘文館、一九九七)。入間田宣夫『中世庄内の文化と教育』、『山形県地域史研究 八』、一九八三)は羽黒山を総合大学と位置づけるなど興味ぶかい。

3 官僧とは官僚僧のこと。官僧については拙著『新版鎌倉新仏教の成立』(吉川弘文館、一九九八)など参照。

4 『羽黒町史、上巻』(前注1)、三七〇頁。

5 『吾妻鏡』承元三年五月五日条。

6 『雲景未来記事』太平記 三『巻二七(岩波書店、一九六二)五九頁。

7 鶴岡市立図書館郷土資料室所蔵「玉蔵坊文書」。二〇〇四年十月七八日、二〇〇五年一月二十一・二十二日に鶴岡市立図書館郷土資料室に行き羽黒山関係資料を調査した。その際、「羽黒山玉蔵坊文書」を閲覧した。本調査の際に鶴岡市立図書館郷土資料室の方々にお世話になった。

8 前注7と同じ。

9 鶴岡市立図書館郷土資料室の秋保良氏と星野正紘氏のご教示による。真田氏については『羽黒町史 上巻』(前注1)三七一 三七六頁

など参照。家は、二階付きの長屋門を許された。真田様の三町歩屋敷と称せられ、三ヘクタールの宅地と、三ヘクタールの地続きの山があった。亀井町(荒町ともいう)の天羽家と大川家との間を西に入る小路を入ったつきあたりに二階建ての長屋門があった。羽黒山の修験

- 者は、後継者となる長男が生まれると、その出生を別当に申告して認証を受ける手続き（大業）をしなければならなかった。玉蔵坊の長男は、この手続きが済むと、十五歳で入峰修業をするときには、二回以上入峰した程度の資格をもつ者と同じ服装をつけて、小木先達の次席に着座するばかりでなく、本来ならば隠居でもないかぎり一生勤めなければならぬ本社の堂番を、酒一升五合・豆腐二丁・銭二百文を納めれば、三年だけ勤めると、あとは勤めなくともよかった。そのかわり、冬峰の修業を勤める二人の長老山伏が、修行なかばで死亡するようないことがあった場合には、いやおうなくその日から、その人物の代役を務めなければならなかった。また、羽黒山の祭礼日に境内へ茶店や見世物小屋をだし、賭場を開こうとする者は、この家の許可をうけ場所代をおさめなければならなかった。
- 11 真田氏の特権については、戸川安章『出羽修験の修行と生活』（佼成出版社、一九九三）五七・五八頁参照。
- 12 『宮城県史 三〇』（宮城県、一九六五）二七八・二八七頁。
- 13 『神道大系神社編 三三一 出羽三山』（前注1）五四二 五四四頁。
- 14 『豊田武著作集八 日本の封建制』（吉川弘文館、一九八三）四五七・四五八頁。
- 15 東大史料影写本「白鷺山文書」（架蔵番号三〇七一、二三一 一七）には、木仏が自分の霞場を書き上げた文書があり、それには、「一、南大沢秋山大夫（中略）、一、鳥屋のみこ（中略）」以下の部分に続いて、「一木佛自分、もんち（文字）、新田、大はた、いなせき、飯土井、大とり、かしまねつし（上真根牛）、下まねつし（下真根牛）、くりはら（栗原）、とみ、いりさ八、あきのり（秋乗）、やきさ八、うくいさわ（鷲沢）、高松、太田、いりさ、大坪、い上十五ヶ所也、捻都合三十五ヶ所也、木佛（花押）」（丸括弧の部分は松尾の注記）と、木仏殿の持ち分の霞も書き上げられている。この文書については、別の機会に論じたい。
- 16 『鷲沢町史』（鷲沢町史編纂委員会、一九七八）一七二頁。鷲沢の現地調査に際して、坂田啓氏のご教示・ご協力を得た。
- 17 『神道大系神社編 三三一 出羽三山』（前注1）五四六頁。人間田氏から写真の提供を受けた。
- 18 前注17。
- 19 『かすむこまがた 続』（菅江真澄全集 十二）未来社、一九八一、三三三頁）によれば、天明六年三月四日、清浄院に泊まった菅江真澄は、清浄院の主からの聞いた話として、宥義が金成など六所を霞として賜ったと記している。『金成町史』（金成町史編纂委員会、二〇〇三）二五一頁なども参照。
- 20 東大史料編纂所影写本「白鷺山文書」によれば、花押が史料(三)・(四)と全く同じとはいえないにせよ、酷似している。その差は影写の際にできたのである。他方、史料一(一)・(二)と史料三(一)・(四)とは花押を異にする。それは、史料一(一)・(二)が控えて後世に花押が据えられたためかもしれない。しかし、発給者側と受け手側に同一内容の文書の存在により、そうした内容の文書が出されたことは間違いないであろう。
- 21 安永年間（一七七二 八一）に伊達藩の田辺玄希が藩領の村々を調査し、編纂した地誌で、藩支配の基礎資料となった。安永年間の伊達藩の実情を知るための好資料である（『宮城県史 一三三』「安永風土記」の解題参照）。
- 22 『宮城県史 一三五』（宮城県、一九五四）五八五・五八六頁。
- 23 人間田氏のご教示による。
- 24 伊藤『靈山と信仰の世界』（前注1）三〇頁。
- 25 『神道大系神社編 三三一 出羽三山』（前注1）「解題」四三頁。
- 26 『神道大系神社編 三三一 出羽三山』（前注1）三六四頁。
- 27 『神道大系神社編 三三一 出羽三山』（前注1）「解題」三〇頁。

- 28 『神道大系神社編 三二一 出羽三山』(前注1)「解題」三三三頁。
- 29 『神道大系神社編 三二一 出羽三山』(前注1)「解題」三四頁。
- 30 坂田啓『栗原郡鷲沢の歴史』(今野印刷、一九八一)一一九 一一五頁。
- 31 鳥屋の巫女は、鳥屋神社の巫女であろう。以上、坂田啓氏のご教示による。黒瀬氏は鹿島社の神官であろう。
- 32 『宮城県史 一五』(前注22)所収の「安永風土記」(三〇六頁など)によれば、御田鳥は、栗原郡三迫有賀村の端郷の名として、赤兒、藤渡戸、末野、有壁はいずれも栗原郡三迫の村名として出てくる。それらの位置関係は『金成町史』(前注19)一三頁が参考になる。御田鳥は金成から若柳町(旧、有賀村)に入っすところにあたる。現地調査に際して菅原昭治氏のご教示・ご協力を得た。
- 33 『金成町史』(前注19)一三、二〇二頁参照。もつとも、金成、末野、有壁は奥州街道の宿場でもあり、陸路の面でも交通の要衝である。
- 34 従来、知られているもつとも古い「霞状」は、出羽置賜郡成島郷居住の末派修験山城坊に羽黒山御師宝寿坊慶山が与えた天文十九(一五五〇)年のものとされる(戸川安章『出羽修験の修行と生活』前注11 一四五頁)。
- 35 『宮城県史 一五』(前注22)四八五頁。
- 36 『宮城県史 一五』(前注22)四六二頁。
- 37 『宮城県史 一五』(前注22)五三三頁。管見に及んだ最も古い事例は、三迫沢辺村の羽黒派諦円坊は、善宥が久寿年中(一一五四 五六)に開いたという(『宮城県史 一五』前注22 五三二頁)。
- 38 入間田氏のご教示による。
- 39 『神道大系神社編 三二一 出羽三山』(前注1)「解題」三〇・三二頁、三五六頁など参照。
- 40 『宮城県史 一五』(前注22)四七〇・四七一頁。

追記

修験道一般を論じ、羽黒修験にも言及した以下の書物、Miyake Hitoshi THE MANDALA OF THE MOUNTAIN/Shugendo and Folk Religion, KEIO UNIVERSITY PRESS, 2005. が最近出た。参照されたい。

Considering the Shugendo Center of Mount Haguro in Medieval Times

MATSUO Kenji

(Professor, Philosophy & Culture , Cultural System Course)

Mount Haguro in Yamagata Prefecture is famous as a center of Shugendo. It was thought that Haguro Shugendo blossomed only since the sixteenth century. In this paper, I introduce two medieval documents that I have newly found in the Sanada family documents in the Tsuruoka city library in Yamagata Prefecture. These two documents were issued by the officials of Mount Haguro.

One is dated the fifteenth day of the eleventh month of 1380 and the other is dated the fourth day of the ninth month of 1418. Using these two documents and some other historical documents, I made it clear that the Shugendo of Mount Haguro began to be active after the fourteenth century. In conclusion, it played a great role in the medieval Shugendo world and competed with Kumano Shugendo. However, Haguro Shugendo was overshadowed by Kumano Shugendo during the Edo period, we should pay more attention to medieval Haguro Shugendo.